

西村あさひ法律事務所ビジネス・タックス・ロー研究会(BTL 研)

西村高等法務研究所共催 第8回ビジネス・ロー・セミナー

日 時： 2009年1月8日(木)

講 師： 横浜国立大学准教授・西村高等法務研究所客員研究員 吉村政穂氏

テ ー マ： 金融所得税制の動向(信託課税・組合課税も含めて)

・現状

わが国所得税の「アキレス腱」と呼ばれた利子所得課税及び株式の譲渡益課税をめぐる状況は、金融所得課税の一体化が進む中で大きく変化してきている。「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(税制調査会金融小委員会)に示された①金融商品間での課税の中立性実現、②分離課税制度の再構築というプロジェクトはおおむね実現されたと言える(具体的には、比例税率20%・申告不要を軸とした課税方式の均衡化および損益通算範囲の拡大)。

ただし、分離課税の再構築というアプローチが採用された結果、「一体化」された金融所得課税はいわゆるキマイラのような姿となっている。金融所得と一括りに呼んでも、その中身は細かく区分された状況にあることもまた確かである。

また、並行して、集団投資スキームを利用した場合の課税上の扱いも漸次整理されてきた。付随的な論点ながら、集団投資スキームを利用した際の所得分類の「割り切り」は、一つの特徴として指摘できる。わが国の所得税制は分離課税のパッチワークにより金融所得に対応しているが、集団投資スキームにはうまく適合しない面があり、一定の割り切りをした上で税制に取り込んでいる。

・評価

金融所得課税の一体化というプロジェクトが、「金融所得」という概念を中心に進められてきたことには注意しなくてはならない。「貯蓄から投資へ」というスローガンを反映し、貯蓄すなわち利子所得に対する課税の枠組みを一つの柱として、それを睨みながら他の金融商品に対する課税を考えるというフレームワークを基に構成されている。敷衍すれば、個人が余剰資金を何に投資するか、そのような局面に絞って構成された概念となっている。そのため、中立性を標榜しながら、いわゆる投資所得に対する課税理論と比べて、恣意的な切り取りとなっているのではないかという疑問がある。たとえば、(既存の)利子所得課税とバランスを取って税制を構築するという発想が色濃く、課税方式の表面的な均衡に議論が終始している感も否めない。

また、分離課税とされる範囲が広いことから、その他の所得(給与所得など)の税率との間に不均衡を生じていないか。とりわけ分離課税の再構築という建前を維持し、包括的所得概念を前提とする以上は、両者のバランスを継続して注視していく必要がある。

・見落とされた問題

金融所得課税という枠組みによって改正が進められてきたために、次の2つの視点からの議論が欠けているように思われる。第一に、法人税との関係をどのように整理するかという視点である。個人が余剰資金をどのように使うか、何に投資をするかという選択に焦点を絞って議論が構成された結果、(投資した先の)法人段階での税負担は捨象されてしまっている。

第二は、国際的な局面まで考えた場合にいかなる基本原則に立って課税を行うのか、この点が明示的に論じられることが少ない点である。海外の金融商品に投資した場合にどう扱うか、また第一の点と関連して、投資対象たる会社が海外に投資を行った場合にいかなる課税を行うべきか。金融所得課税の一体化にあたって、これらの点が明示的に論じられることはなかった。ヨーロッパにおける二元的所得税の議論が参考として取り上げられる際にも、このような欠落が存在していた。近年、ヨーロッパにおいて二元的所得税が論じられる際には、EU 域内での企業誘致のためには法人税率を引き下げざるを得ないという認識を前提に、国際化を迎える中でいかに望ましい所得税制を構築するかという文脈で取り上げられることが多いように感じる。

確かに問題局面を絞ることによって税制改正の見通しは整理され、それが一体化の成功の要因であったと思われるが、その反面、いくつかの重要な論点を切り捨ててしまったのではないだろうか。

以 上